

日本における諸宗教の対立と融和

前川健一

はじめに

今日において、宗教間の対立と融和は一つの文明史的な課題と見なされているが、この問題に対して、日本宗教史研究はどのような視点を提供できるであろうか。

日本における諸宗教間の関係を考える場合、政治権力との関係を視野に入れることが不可欠である。多くの場合、諸宗教の存立は政治権力の意向に左右されてきたからであり、本稿で問題にする「諸宗教の対立と

融和」も純粹に教理的・思想的なものにとどまらず、その時々々の宗教政策のあり方と密接に結びついているからである。このような観点から、日本の宗教史を概観すると以下のように時期区分できるであろう。

- 1 仏教の伝来
 - 2 鎌倉新仏教の唱導
 - 3 江戸幕府の成立
 - 4 明治維新
 - 5 敗戦と日本国憲法の成立
- これらを更に分類すれば、1・2・3の時期と、4

の時期、5の時期というように三つに区分できる。日本に於ける諸宗教間関係の軸をなすものは仏教と神道との関係であり、その観点から見ると、1・2・3の時期はおおむね仏教と神道とが混淆していた時期である。4の時期は、仏教と神道が分離された上で、神道が国教的な地位に置かれた時期である。5の時期は、信教の自由が認められ、近代的な政教分離が原則とされるようになった時期である。

1・2・3の時期は、神仏混淆の時代の中での、小区分である。明治維新によって徹底的な神仏分離が行われるまで、日本の宗教の大勢は神仏混淆であったが、そこには幾つかの段階を区分することができる。1の時期は、仏教が伝来し、次第に在来の神祇信仰を包摂して、神仏習合が成立する時期である。2の時期は、仏教の側から、神祇信仰の側からも、神仏習合を否定し自立していく動きが起こった時期である。また、同時に、様々な政治権力と結合して、諸宗教間の対立が激化した時期である。3の時期は、江戸幕府の強力な宗教統制によって、諸宗教間の直接的対立が抑制さ

れ、表面上の安定が現出した時期である。この時期、形式上、国民は仏教寺院に所属することになり、仏教は「葬式仏教」として国民生活の中に根づいた。しかし、思想的には沈滞し、儒学や国学からの仏教批判が盛んになされた。彼らはナショナリズムの立場に立ち、明治維新への道を拓いた。

以上のような見通しのもと、日本における諸宗教の関係について考察してみたい。

一 仏教の伝来と神仏習合の成立

一般に、日本に公式に仏教が伝来したのは、欽明天皇の時代とされる（『日本書紀』によれば五三八年）。『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』によれば五三八年。この時、仏教信仰に反対する物部氏・中臣氏と、仏教信仰を推進する蘇我氏との間で争いが起こり、蘇我氏の勝利によって決着したとされている。仏（具体的には仏像）のことを「蕃神（他国の神）」と呼んでいるように、当初は仏も神の一種として認識されていた。また、物部氏が疫病の流行を仏教信仰と結びつけて非難したり、蘇我

氏の勝利が四天王像への祈願によって実現したとされることから、現世的な利益をもたらす呪術的側面が大きな関心を集めたと考えられる。

古代の日本国家は大陸の政治制度を取り入れ、律令にもとづく政治制度が樹立された。制度上では、神祇祭祀をつかさどる神祇官は太政官とならぶ位置付けで、「職員令」の冒頭に記されているが、長官である神祇伯が従四位下相当であるのに対して、太政大臣は正一位または従一位であり、位階の上では大きな懸隔があった。一方、仏教については、治部省に所属する玄蕃寮が管轄したが、長官である玄蕃頭は従五位上相当官であった。また、京内（都城の内部。奈良時代は平城京、平安時代以後は平安京）については、僧侶の中から僧綱（僧正・僧都・律師）が推挙され、僧侶・寺院の管理にあたった。僧侶は、税や刑罰を減免されるなどの特権を得たが、民間への布教などは禁止され、護国のための祈祷や仏事を行うことが主たる任務とされた。このように、制度的には仏教の地位は必ずしも高くなかったが、当時の大陸文化の一部として仏教は思想的に大きな位

置を占めるようになった。特に聖武天皇（七〇一―七五六、在位七二四―七四九）はその夫人の光明皇后（七〇一―七六〇）とともに仏教に傾倒し、みづから「三宝の奴」（仏・法・僧に仕える者）と称した。彼は日本全域に国分寺・国分尼寺を建立し、東大寺に盧遮那仏（いわゆる「奈良の大仏」）を建造し、仏教を中心とする国家の安定を目指した。このような仏教重視の風潮の中、玄昉（？―七四六）や道鏡（？―七七二）のように政治的権力を振るう僧侶も現れるようになった。また、行基（六六八―七四九）のように積極的に民間に布教し、多くの人々から尊崇される僧侶も出現した。

このような状況のもと、各地の神々を仏教の側に包摂する動きが生じてきた。すなわち、神々は仏教の上からはまだ輪廻にとどまる衆生であり、仏教によって救済されるとの主張が現れるようになった。これを「神身離脱」の思想と言う。神々に対して仏教による救済を与えるため、神社の付近や境内に寺（神宮寺と呼ぶ）が建てられ、神々のための読経（神前読経）などが行われた。また、八幡神のように菩薩号を与えられた神も

いる。これらの神は、仏や菩薩が姿を変えたものと見なされ、「権現」と称された。ここから、仏・菩薩が「本地」(本体)であり、神が「垂迹」(現象形態)であるとする「本地垂迹」の思想が成立し、さまざまな神々に「本地仏」が設定されるにいたった(ただし、天皇の祖先神である天照大神を祀る伊勢神宮だけは、仏教禁断であった)。

桓武天皇(七三七—八〇六、在位七八一—八〇六)は、仏教勢力による政治への干渉を嫌い、はじめ長岡京へ、ついで平安京に遷都した。この時期に成立した天台宗と真言宗は、いずれも密教をもたらし、その影響は他の諸宗に及んだ。密教は様々な祈願をかなえるための呪術的な行法をそなえ、国家的な祈祷だけでなく、個人生活の中に深く入りこんだ。また、様々な仏・菩薩・神々を本尊とする包容的な性格は、神仏習合の進展に大きな影響を与えた。

天台宗の場合も、永遠の昔に成仏した釈尊(久遠実成の釈尊)が衆生に対応して様々な形態を現わすという仏陀観が、先に述べた「本地垂迹」の思想に大きな影響

を与えた。

二 鎌倉新仏教の唱導と諸宗教の対立

律令制のもとでは、寺院・僧侶は国家の保護下にあったが、律令制が次第に弛緩してくると、有力な寺社は自ら荘園を獲得し、有力な荘園領主となった。領民の支配のためには、宗教的脅迫はきわめて大きな意味を持っていた。領主に反抗する領民に対しては、単に目に見える制裁があるだけでなく、仏神からの罰が下るとされたのである。

このような時代に、法然(一一三三—一二二二)が説いた「専修念仏」は当時の社会に大きな影響を及ぼした。専修念仏の主張では、阿弥陀仏への信仰のみが往生(極楽世界への転生)をもたらすのであり、そのためには「南無阿弥陀仏」と唱えること(称名)だけが正しい実践であるとされた。このため、阿弥陀仏以外の仏・菩薩・神々への礼拝は否定されることになった。法然自身は積極的に神祇否定や他宗否定を説かなかったが、一部の信徒たちはそうした行動を取り、大きな非難を

招いた。これは、荘園領主の主張する神仏の罰から領民を解放する機能を果たしたと考えられている。

法然の専修念仏は、他の信仰対象に対する積極的な否定を含意する点で、宗派(school)的な存在であり、当時の諸宗並存のあり方に対して大きな脅威をもたらした。法然らに対しては、単に教理的なレベルで批判がなされるだけでなく、政治権力を動かしての弾圧が提起され、実際に法然はじめ弟子たちは流罪・死罪に処せられた(一二〇七年、建永の法難)。また、死後も墓所が破壊されたり、主著である『選択集』の版木が焼却されるなど、迫害が続いた。

一方、日蓮(一二一二—一二八二)は浄土宗をはじめとする諸宗を批判し、『法華経(妙法蓮華経)』こそが最高の經典であり、「南無妙法蓮華経」と唱えることが唯一の正しい実践であると主張した。神祇に対しては、様々な神々は『法華経』の行者を守護するものにとらえ、現在は浄土宗をはじめとする諸宗が流布しているため神々は天上に帰っており利益をもたらさないと主張した(「神天上の法門」)。信仰の対象として彼が描いた

曼陀羅は、「南無妙法蓮華経」を中心として、仏・菩薩をはじめとする様々な宗教的存在を配置したものであるが、日本の神祇の代表として天照大神(日蓮は「天照太神」と表記)と八幡大菩薩が記されている。要するに、全ての信仰は「南無妙法蓮華経」に対する信仰に包括されるといえるのが、日蓮の主張であった。

日蓮の思想も、他宗を否定するものと見なされ、当時の社会から警戒された。彼は二度にわたって流罪され、晩年には農民信徒たちが弾圧を受け三人の信徒が死刑に処せられた(二七九年、熱原の法難)。

法然の浄土宗と日蓮の日蓮宗は、いずれも、他宗教との妥協に否定的であり、この点で厳しい弾圧を招いたといえる。特に前者の神祇不拝の主張は大きな非難を招いた。もともと、後になると、「専修念仏」を説く浄土宗でも、神祇は念仏者を守護するものとして位置づけられるようになった(ただし、法然の弟子である親鸞(一一七三—一二六二)を祖とする浄土真宗では「神祇不拝」を公式の教義とした)。日蓮宗の場合、神祇との関係は複雑で、日蓮の直弟子たちの段階で、神祇不拝をめぐつ

て対立が生じた。弟子の一人である日興（一二四六—一三三三）は「神天上の法門」により神祇不拝を主張したが、他の弟子たちは神祇礼拝を許容し、信者を保護する三十の神（三十番神）や『法華経』に説かれる鬼子母神がさかんに信仰されるようになっていった。

応仁の乱（一四六七—一四七七）によって、戦国時代に入ると、これら二宗の信徒たちは「一揆」と呼ばれる集団を形成し、政治的にも大きな役割を担うことになった。浄土宗から分立した浄土真宗（俗に「一向宗」と称された）は「一向一揆」を結成し、各地を支配した。京都の日蓮宗信徒は「法華一揆」を結成し、京都を自衛するとともに、日蓮宗を批判する天台宗や浄土宗・浄土真宗と対立した。また、この時期には西洋からキリスト教（キリシタン）が伝来し（一五四九年、シャヴィエル（Francisco de Xavier、一五〇六—一五五二）が来日）、西洋諸国との貿易や新しい科学知識への関心から、各地に信徒を増やした。キリスト教は従来日本に知られていなかった一神教をもたらし、従来の諸宗を厳しく批判した。これらの諸宗は現世の権力から隔絶した超越的

な信仰対象を持ち、強烈な信仰心のもと多くの信徒を動員できるため、絶対的な権力の確立を目指す権力者からは厳しい弾圧を受けた。

天下統一を目指す織田信長（一五三四—一五八二）は一向一揆と久しく戦い、多くの信徒を虐殺して、浄土真宗を最終的に屈服させた。日蓮宗についても、日蓮宗と浄土宗との法論に介入し、日蓮宗に詫言を提出させた。織田信長を継承した豊臣秀吉（一五三七—一五九八）は、キリシタン大名と西洋諸国との結びつきを警戒し、一五八二年に伴天連（司祭身分の宣教師）追放令を発し、一五九七年には、修道士はスペインの植民地政策の尖兵であるとして、日本人を含む二十六人を処刑した。

一方、この時期、神道の側では、仏教の理論を流用した様々な神道説が形成されたが、元による日本侵攻（一二七四年と一二八一年）前後より、「日本は神国である」との主張が台頭するようになった。仏教と神道との関係についても、「神道は根本、儒教は枝葉、仏教は花実である」との主張が現れるようになった。吉田兼俱（一四三五—一五一二）は、この説を受け、「仏を本、神を迹

とするのは浅い教えで、神を本、仏を迹とするのが深い教えである」と説いた。また、彼は、一切のものの根元を神とし、一切の神祇を統括する「唯一宗源神道」を創始し、自ら「神祇管領長上」を称して多くの地方神社を支配した。

三 近世における諸宗教の統制

一六〇三年、徳川家康（一五四二—一六一六）が征夷大將軍に任じられ、江戸幕府が開かれた。幕府は戦国時代の経験から宗教統制を重視し、宗教行政を統括する寺社奉行は三奉行（寺社奉行・勘定奉行・町奉行）のうち最大の権限を有した。幕府は一六〇一年以後、数次にわたって寺院関係の法令を發布し、各宗ごとに本寺・末寺の関係を確定し、僧侶の生活を規制した。

一方、政治的に危険な宗派は厳しく弾圧された。たとえば、日蓮宗のうち不受不施派（信徒以外からの布施は、権力者からのものでも、受けるべきではないとする一派）に対しては厳しい処分を行った。キリシタンについては、西洋との貿易のため、しばらくは宣教師の滞在などを

許容していたが、島原の乱（一六三七—一三八）が起こり、キリシタンを中心にして農民による反乱が起こると、完全なキリシタン禁教に踏み切った。キリシタン弾圧のため、寺請制度（全ての住民が寺の檀家としての証明を受ける制度）が導入され、拷問を含む厳しい取調べが行われた。彼らの一部は転向を偽装して信仰を維持し、「かくれキリシタン」と呼ばれた。

寺院は寺請を通じて住民の死命を制する権限を得ることになり、僧侶たちはおおむね檀家に対して種々のかたちで経済的収奪を行った。このために偽文書「御条目宗門檀那請合之掟」なるものすら作られ、寺院に対する絶対的従属・経済的奉仕が強調された。このような寺院の姿勢は、民衆の恨みをかい、農民一揆の際に寺院が攻撃対象になることも少なくなかった。また、寺院による過度の収奪は、農民の疲弊を招き、領主の利害と対立することもあった。幕府は各宗の教学研究を奨励したが、宗派間の論争を禁止したため、思想的には沈滞した。また、収入の安定によって墮落する僧侶も少なくなかった。「葬式仏教」と呼ばれるように、

主として葬式や法事をするのが僧侶の主要な役割となった。

一方、それまで禅宗の中で学ばれてきた儒学が独立し、林羅山（一五八三—一六五七）や山崎闇斎（一六一八—一八二二）をはじめとする多くの儒学者が出現した。彼らは仏教を厳しく批判したが、その論点は以下のようにまとめられる。

- ① 儒教的合理主義からの批判…彼らは朱子学の「理気説」を受容し、「気」の集合・離散によって、生死を説明した。すなわち、気が集合することによって人間が形成され、死んで気が散乱すれば、後には何も残らない、と考えた。このような立場から、死後も靈魂が存続するとする仏教の輪廻説や浄土観を批判した。
- ② 現世的道徳からの批判…現世の道徳を重視する立場から、仏教は現世の道徳を軽視し、来世に救いを求めるものであると批判された。
- ③ 経済的観点からの批判…僧侶は生産的労働に従事せず、無為徒食の「遊民」に過ぎないと批判された。実際、儒教の影響が強かった地域（岡山・水戸など）では、

話を誤り伝えたものとも考えた。彼の思想は大きな影響を与え、後の尊王攘夷思想に連なっていく。

このような論調に対して、仏教の側では、おおむね神・儒・仏の一致を説き、幕藩体制の維持に対して仏教が有用であることを主張するのに終始した。また、一般民衆の信仰としては、神仏混淆が当たり前であった。

四 近代の天皇制と諸宗教

明治維新が起ると、新政府は「祭政一致」を唱え、神道の復古を目指した。江戸時代において国教的な地位を占めていた仏教を排除するため、神仏分離を強行した（一八六八年）。これによって、「権現」などの仏教色のある神名が否定され、僧侶が神職を兼任することも禁じられた。この神仏分離に伴い、それまでの寺院の支配に不満を持っていた人々は、神社内の仏具や寺院を破壊し、また、多くの僧侶が還俗した。これにより、古代以来の神仏習合が否定され、仏教と神道とが別個の宗教であることが認識されるようになった。政

藩主によって寺院整理が行われた。

- ④ 国粹主義的観点からの批判…仏教は外来思想であり、「神国」である日本の本来のあり方が仏教によって乱されたと批判された。彼らは儒学の説く徳目と日本古来の神道とは一致すると論じ、それぞれに儒学にもとづく神道説を展開した。特に山崎闇斎は吉川神道（吉田神道を継承した吉川惟足（一六一六—一九四）の神道）を学び垂加神道を創始した。垂加神道では、様々な秘伝を受け、天皇を「現人神」として信奉することで、自らも神として祀られると説き、後のナショナリズムに大きな影響を与えた。

江戸時代の後期になると、日本古典の研究を行う国学から、復古神道が成立した。本居宣長（一七三〇—一八〇二）は『古事記』研究によって古代日本のあり方を理想として、仏教・儒教のいづれをも外来思想（漢意）として批判した。彼の影響を受けた平田篤胤（一七六六—一八四六）はさらに積極的に国粹主義的な神道思想を説き、日本人は「神胤」（神の子孫）であり外国とは異なるとした。彼はまた外国の神話や伝説は全て日本神

府はさらに大教院を設立し、神道を中心として思想統制を行い、キリスト教に對抗しようとしたが、仏教側の抵抗により挫折した。キリスト教禁教についても、諸外国からの圧力のもと、一八七三年にいたり、布教を解禁した。

一八八九年に公布された「大日本帝国憲法」では「宗教の自由」が規定されたが、そこには「安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざるの限り」という条件がつけられていた。また、この憲法では、「万系一世の天皇」が日本を統治することが記されており、天皇を中心とする国家とすることが明確化された。神道は一般宗教とは異なるものと位置付けられ、国家の保護を受けた（いわゆる「国家神道」）。また、戦死者は靖国神社に祀られ、国家に貢献のあった「英霊」として位置付けられた。このような天皇を中心とする国家体制は漠然と「国体」と呼ばれ、それを否定するものは「不敬罪」によって処罰され、更に一九二五年からは「治安維持法」による処罰対象となった。

以上のように、「大日本帝国憲法」のもとでは、信教

の自由には大きな制約があった。仏教やキリスト教はおおむね国家神道を許容し、自らも積極的に国家主義を鼓吹した。明治維新前後に成立した天理教や大本教のような新宗教は「世直し」の思想を含んでいたため、公認にいたるまで様々な圧迫を受けた。また、軍国主義が強まるにつれて、多くの宗教団体が不敬罪や治安維持法によって処罰された。一方、国教的地位を得た神道の方も、ナショナリズムを鼓吹するだけに終り、思想的な深化は見られなかった。

五 戦後の「信教の自由」

第二次世界大戦終了後、日本を統治したGHQは「神道指令」を発し、国家神道を否定した。また、いわゆる「人間宣言」によって天皇の神聖性を否定した。そして、一九四七年に発効した「日本国憲法」では、基本的人権として信教の自由が明確化されるとともに政教分離が規定され、ここにはじめて近代的な信教の自由が確立した。しかし、靖国神社への「公式参拝」問題や合祀問題（自衛隊員は任務中に死亡すると靖国神社に

祀られるが、これが信教の自由と抵触する問題）、地鎮祭（建物を建てる時に行う儀式。通常、神道式で行う）への公金支出の問題など、政教分離の貫徹にあたっては、課題も多い。

むすび

「宗教的寛容」とは、自立した宗教が相互に相手の宗教を認め合うところに成立するものと言ってよい。この観点からすれば、日本においては長らく宗教は政治権力のもとに強い規制を受けており、諸宗教の間の関係は、純粹に思想的・宗教的なものにとどまらず、政治的なかたちで決着がつけられがちであった。日本仏教や神道が「宗教的多様性」を認めているといった意見もあるが、実態としては仏教による神祇の包摂や神道による仏教の利用といった段階にとどまっており、相互が独立した宗教に成立した段階では、厳しく対立する局面があった。また、仏教諸宗の間にも厳しい対立があった。江戸時代の宗教統制はこうした諸宗間の対立を禁圧したが、逆に仏教全体としては宗教的なエ

ネルギーを失うことになり、人々の宗教的渇仰はナショナリズムに向うことになったと言える。現在の日本は、戦前のナショナリズムの反省の上に、信教の自由・政教分離を採用しているが、真の意味での宗教の自立、さらには宗教間の「寛容」については、今後の課題に留まっていると言えるであろう。

冒頭に述べた問いに戻るなら、日本宗教史研究から得られる一つの教訓は、宗教の政治からの自立、ならびに信教の自由が十分に確保されない限り、「諸宗教の対立と融和」という問題そのものが成り立たない、ということではないだろうか。

（まえがわ けんいち／東洋哲学研究所研究員）